

□基本理念及び基本目標

(1) 基本理念

湘南の自然と文化に育まれた 住み続けたい「わがまち 藤沢」

湘南地域ならではの温和な気候や陽光と、海や山の景勝。時代ごとの先人達の創造的営みによって築かれた活力や便利さを備えた市街地・田園環境。これらによって藤沢固有の様々な魅力を備えた都市景観が形成されてきました。このような魅力が、藤沢にいつまでも住み続けたいという思いやまちへの愛着につながっているものと考えています。

この景観をまちへの思いとともに次世代に大切に引き継いでいかなければならないと考え、本計画では「湘南の自然と文化に育まれた 住み続けたい“わがまち 藤沢”」を基本理念として定め、市民・事業者・行政の協働により、藤沢らしい景観形成を進めていきます。

(2) 基本目標

目標1 都市の拠点、緑や水の骨格で地域をつなげる景観づくり

藤沢市の市街地景観の拠点となる駅前など（ゾーン）や緑や水の自然景観軸（ベルト）を藤沢市の景観の骨格と位置づけ、藤沢らしい景観を形づくる重要な場所として景観形成を推進します。

目標2 地域の成り立ちや特色を大切に生活環境の景観づくり

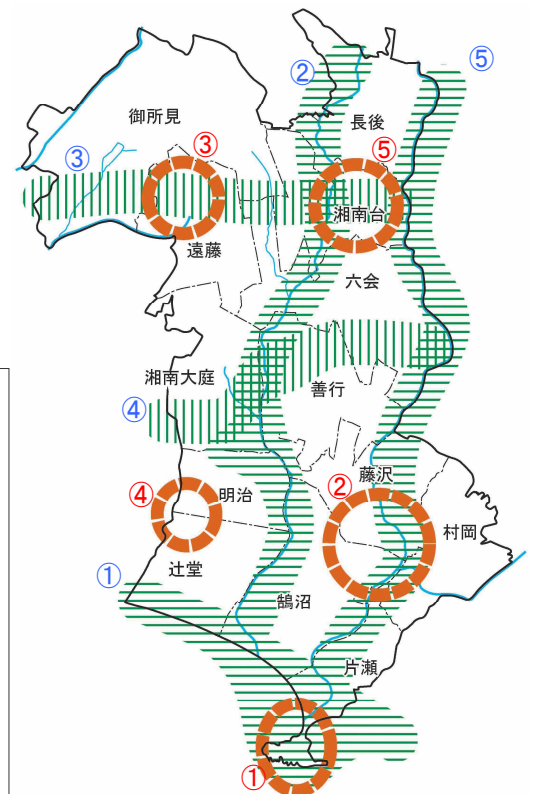
市民生活に関わりの深い、生活環境（13の生活環境エリア）の自然や歴史・文化などを背景とした、地域の成り立ちやまとまりを大切に、それらを掘り起こしながら、地域の景観づくりを進めます。

5つのベルトと5つのゾーン

まちの拠点となる駅前など市街地景観の骨格、緑や水のつながりによる自然景観の骨格として、5つのベルトと5つのゾーンを位置づけ、景観形成の基本的方向を示します。

13の生活環境エリア

市民に身近な生活環境のまとまり、コミュニティなどの単位として、都市マスタープランにおける13地区を生活環境エリアとして位置づけ、基本的方向を示します。地区ごとの景観特性図を活かした景観まちづくりへの着手と、地域住民の視点により、さらに詳細な特性・景観情報の充実を図り、景観まちづくりを推進します。



5つのベルトと5つのゾーン

- ①湘南海岸・なぎさベルト
- ②引地川・ふるさとベルト
- ③北部・しょうなんの丘ベルト
- ④六会～大庭・緑の中央ベルト
- ⑤境川・うるおいベルト

- ①シンボルとしての江の島ゾーン
- ②都心としての藤沢駅周辺ゾーン
- ③北の森としての遠藤・御所見ゾーン
- ④西の拠点としての辻堂駅周辺ゾーン
- ⑤北の拠点としての湘南台周辺ゾーン

13の生活環境エリア

1. 片瀬地区
2. 鶴沼地区
3. 辻堂地区
4. 村岡地区
5. 藤沢地区
6. 明治地区
7. 湘南大庭地区
8. 善行地区
9. 六会地区
10. 湘南台地区
11. 長後地区
12. 遠藤地区
13. 御所見地区

目標3 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を高める景観づくり

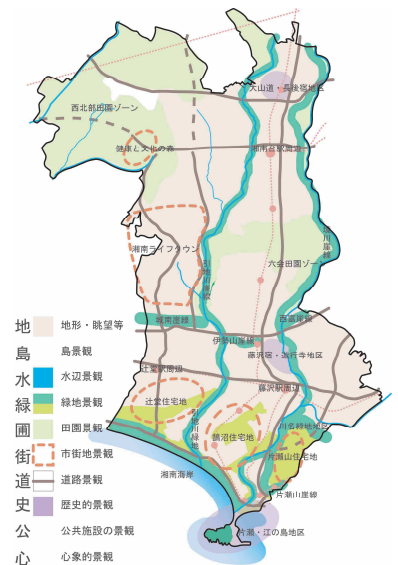
緑や水、建物など藤沢の都市景観を構成する様々な要素、中でも地域の人々、あるいは市内外の人々に愛されてきた多彩な景観資源を活かし、地域の景観づくりに役立てていきます。

景観要素の10類型

藤沢の景観を構成する様々な要素をとらえ、また、地域を特徴づける景観資源を掘り起こすための手がかりとして、10の類型を位置づけ、景観形成の基本的方向を示します。景観づくりに係るあらゆる場面における、10類型を活かした現状把握・整理と、それぞれの類型ごとの景観形成を進めます。

景観要素の10類型

- | | |
|----------|---------------|
| 地：地形、眺望等 | 街：住宅地、商業地、工業地 |
| 島：島景観 | |
| 水：海岸、河川 | 道：道路景観 |
| 緑：緑地 | 公：公共施設 |
| 圃：田園景観 | 史：歴史的景観 |
| | 心：心象的景観 |



目標4 空間・時間・人間（ひと）をつなぐ感性によるまち並みづくり

まち並みは建物、樹木や草花、水辺、道筋などの要素のつながりであり、それらの境界領域を含んだ「空間」そのものです。また過去と未来、さらに人の活動など、個々の事象のつながりによって形成されるものでもあります。まち並みづくりには個々の事象をつなげる五感のはたらきが重要です。そのような感性を大切にしたいまち並みづくりを目指していきます。

◆建築物等による景観形成の配慮指針

個別の建築行為において、藤沢市が目指すデザインのあり方や、地域の景観資源の読み取り方、活かし方、さらにそれらを踏まえた配慮指針を示します。

◆色彩による景観形成の配慮指針

まち並みの印象に大きな影響を与える要素として特に藤沢市が重視してきた色彩について、目指すあり方や、基本的な配慮指針を示します。

◆広告物による景観形成の配慮指針

近年特にまち並みの中で目立つ要素となりやすい広告物について、藤沢市が目指すあり方や、基本的な配慮指針を示します。

◆景観形成のイメージ形成に資するその他の配慮指針

感性によるまち並みづくりを進めるために配慮すべきその他の事項について、藤沢市が目指すあり方や、基本的な配慮指針を示します。

規模や形態をふまえて適切な色分けをした集合住宅の例



目標5 市民・事業者が身近な場所から取り組み、主体的に展開する景観づくり

市民・事業者が自ら考え、地区の景観づくりを計画し、実行する。行政はこのような取り組みが実現するよう支援します。身近な場所・草の根から主体的に展開する景観づくりを推進するために、これまでの仕組みの強化・拡充を図ると共に、新たな支援の仕組み等を加え、積極的な支援を行っていきます。

2

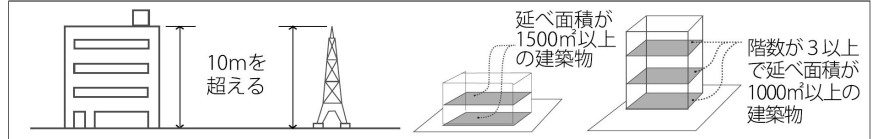
大規模建築物の誘導

① 景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等の景観誘導を図ります。

藤沢のまちにふさわしいまち並み景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、行為の届出制度により、景観誘導を図ります。中でも、色彩については、市全域の屋根・外壁の色相別明度基準及び彩度基準を定め、きめ細かい景観誘導を行います。

□届出の対象となる建築物や工作物の規模

建築物や工作物のうち、右図の規模に該当するものの新築や増築、色彩の変更等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となります。



□景観形成基準について

景観形成基準は、形態意匠に関する共通事項、色彩基準、要素別基準により構成されています。

◆形態意匠に関する共通事項

緑や水辺などの自然的要素との調和や歴史的施設、古木・巨木などの景観資源への配慮、景観構造や生活環境エリアの景観特性への配慮について定めたものです。

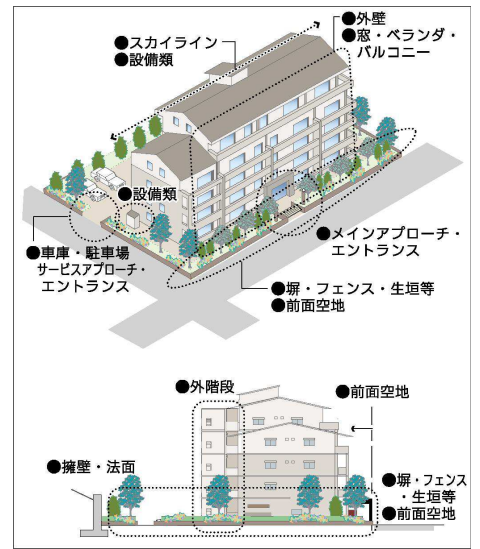
◆色彩基準

建築物や工作物の外観の基調色[※]及び建築物の屋根の基調色を対象とした色彩基準を定めたものです。

◆要素別基準

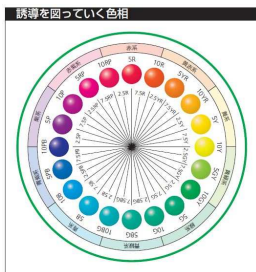
建築物のデザインを創意工夫することにより魅力あるまち並みづくりにつなげるために要素別の基準を定めたものです。

※ 建物の外観全体及び道路などの公共部分から視認できる面の大部分を占める色彩



② 外観・屋根の色彩、形態意匠に関する基準を定め、良好な景観形成を誘導します。

市内の大規模建築物等について、「使用してはならない色彩」基準を定めるとともに、建築物の用途に応じた望ましい色彩の範囲を示しました。また、特に都心・拠点ゾーン（藤沢駅、辻堂駅周辺）及び湘南海岸なぎさベルト（国道134号沿線）は、より明るく開放感のあるまち並みとなるよう独自基準を定めました。



都心・拠点ゾーンにおける色彩基準（緑枠内）

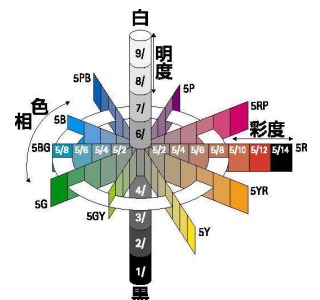
N2.5 (N-95)	5YR8.0/0.5 (19-30A)	10YR9.0/0.5 (19-30A)	5YR9.0/0.5 (19-30A)	5B6.0/0.5 (19-30A)	5P8.0/0.5 (19-30A)
N9.0 (N-90)	5YR8.5/1.0 (19-85B)	10YR8.5/1.0 (19-85B)	5Y8.5/1.0 (25-85B)	5B8.5/0.5 (19-85A)	5P8.5/0.5 (19-85A)
N8.5 (N-85)	7.5YR8.0/2.0 (17-80D)	10YR8.0/1.5 (19-80C)	2.5Y8.0/2.0 (22-75D)	5B8.0/1.0 (19-80C)	5P8.0/1.0 (19-80C)
N8.0 (N-80)	5YR7.5/1.0 (19-75B)	10YR7.5/2.0 (19-75C)	2.5Y7.5/2.0 (22-75D)	5B7.5/0.5 (19-75A)	5P7.5/0.5 (19-75A)
N7.0 (N-70)	5YR6.0/0.0 (15-70D)	10YR6.0/0.0 (19-70F)	3.5Y7.0/2.0 (22-70D)	5B7.0/0.0 (19-70F)	5P7.0/0.0 (19-70F)
N6.0 (N-60)	5YR6.0/2.0 (17-60D)	10YR6.0/0.0 (19-60F)	5Y6.0/2.0 (22-60D)	5B6.0/1.0 (19-60F)	5P6.0/1.0 (19-60F)

誘導を図っていく色彩の例

□色彩基準について

色彩をより正確に共有できるように日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」による数値基準を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、全ての色彩を表すことができます。

- 色相 色相は赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相があります。無彩色はNで表します。
- 明度 色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としています。
- 彩度 色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなりますが、色相によって彩度の上限は異なります。



3

地区別 計画

① 2つの地区指定制度によって、地域らしい景観形成を図ります。

特別景観形成地区、景観形成地区の2種類の地区指定制度により、地域の状況に応じた景観形成を図っていきます。

□特別景観形成地区・・・景観地区によるまち並み形成

良好な都市景観の形成を推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区について、景観計画に位置づける地区です。

◆江の島特別景観形成地区

江の島ならではの「自然・眺望・歴史・文化等」を引き立てながら、自然環境に調和した和風イメージの景観づくりを進め、江の島らしさの保全育成を推進します。



◆湘南C-X（シークロス）特別景観形成地区

湘南の豊かな自然と生活文化に新産業が融合して生まれる新たな「都市拠点」として、魅力とにぎわいのある都市環境の形成を図り、藤沢らしさを体現する伸びやかで明るい景観形成を推進します。



□景観形成地区・・・景観計画によるまち並み形成

地区住民の発意により、地区ごとの独自の基準を定めることにより、当該地区の特性を生かした景観形成を積極的に図っていく地区です。

◆サム・ジュ・モール景観形成地区

藤沢都心にふさわしい賑わいや洗練された遊び心が感じられる景観形成を目指します。



◆湘南台景観形成地区

整ったまちの骨格を生かした生活・文化の拠点にふさわしいまち並みの形成と、賑わいと潤いのあるおもてなし空間の創出を図ります。



◆すばな通り地区景観形成地区

歴史的遺産を活用するとともに、新しさと生活が息づく、調和の取れた景観形勢を目指します。



◆ニコニコ自治会景観形成地区

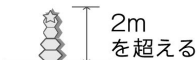
自然環境と調和のとれた緑豊かな低層住宅地として、宅地の木々や草花が重なり、道路空間と一体となったうるおいのあるまち並みの形成を目指します。



□届出の対象となる建築物や工作物の規模

区域内の全ての建築物と、工作物のうち右図の規模に該当するもの等の新築や増築、色彩の変更等を行う場合は、景観法に基づく届出又は認定申請が必要となります。

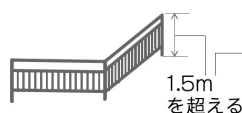
○装飾塔・記念塔・モニュメント等



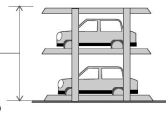
○擁壁



○垣またはさく



○自動車車庫



①本市の景観の固有性や文脈を創り出してきた景観資源の保全・活用を進めていきます。

市域内に点在する歴史的建造物や樹木等について、景観資源として掘り起こしを行い、保全・活用を進めていきます。

◆全市的な景観資源の抽出と認知度の強化

全市的な景観資源の抽出を行い、景観資源図、台帳や調書等の作成、市民への情報提供を行い、これらへの認知度を高めていきます。

◆有効な保全制度の活用

特に重要な景観資源については、関係機関と連携しながら景観重要建造物・樹木の指定制度等、有効な保全制度の活用により、将来にわたっての市民の共有資産として守り、地域の景観形成の核としての活用を図っていきます。

◆地区的な取り組み

歴史的な拠点となる地区については、地区住民等との合意形成を図りながら、景観資源の掘り起こしに努め、景観重要建造物の指定制度の活用や、その他の手法により可能な限りの景観資源の活用、歴史や文化に配慮したまち並み形成を進め、面的な歴史的面影をもった景観形成を進めます。

②景観法に基づく「景観重要建造物・樹木の指定制度」を活用し、地域の景観形成の核としての活用を図っていきます。

景観資源の保全・活用のため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定対象は、下表に示すものを想定しています。

対 象 施 設		要 件
全市的な資源の 掘り起こし	本市の景観の特性に深く関わり、地域住民に親しまれている等、景観の視点から特に重要な価値があると認められる景観資源	次の全ての条件を満たすもの (1)施設等が明示できる。 (2)公共空間から容易に望見することができる。 (3)短期間に消滅しないことが見込まれる。
景観重要建造物の 対象となる 景観資源	<ul style="list-style-type: none"> ・町家や蔵等、本市の宿場・江戸期観光地の歴史に由来する建造物 ・別荘建築や医院建築等、本市の別荘地文化に由来する建造物 ・伝統的農家住宅や長屋門等、本市の田園集落の歴史に由来する建造物 ・その他地域のランドマークとなっている建造物 	次の基準を全て満たすもの (1)地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 (2)道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
景観重要樹木の 対象となる 景観資源	<ul style="list-style-type: none"> ・湘南海岸沿岸における黒松等、地域に多く植えられ、地域景観の背景となっている樹木 ・地域のランドマークとなっている樹木 ・鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの 	

5 公共施設

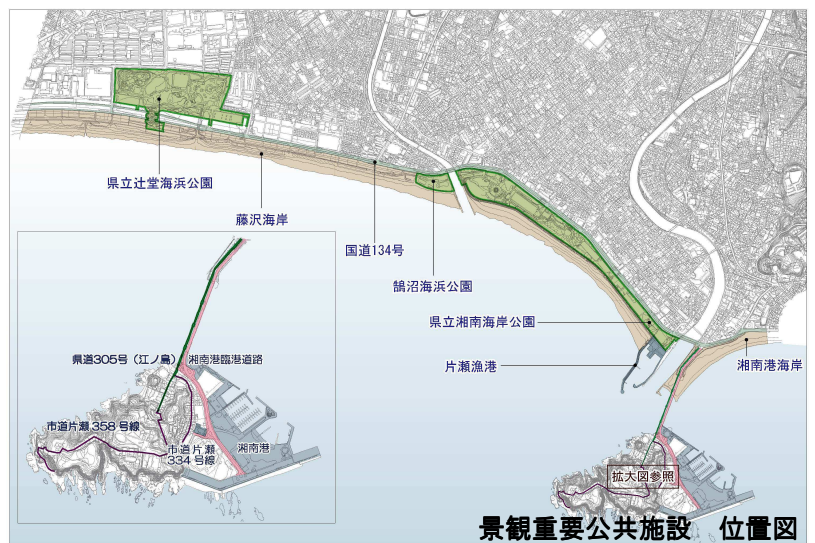
①地域の一体的な景観形成のため、景観重要公共施設の指定制度を活用します。

公共施設は、地域の一体的な景観形成を進める上で、重要な景観資源となります。このため、市の景観構造を構成している道路や河川、海岸等、地域の景観形成を進める上で特に重要な公共施設については、景観法に定める景観重要公共施設の指定に向けて取り組んでいきます。

②湘南海岸周辺及び江の島の公共施設を景観重要公共施設に指定しています。

湘南海岸周辺及び江の島の公共施設は、現在、高水準の整備がされ、良好な景観が形成されています。相模湾沿岸の広域的な景観を、神奈川県や近隣市町と連携し、将来にわたって維持していくため、次の施設を景観重要公共施設に指定し、必要な基準を定めています。

区 域	対 象 施 設
湘南海岸 周辺	国道134号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、 鶴沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、 国道134号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道305号（江ノ島） 市道片瀬334号線 市道片瀬358号線



景観重要公共施設 位置図

湘南海岸周辺の景観重要公共施設は、既存のガイドライン等に準拠した施設の整備に努めるものとし、基本的な考え方は次のとおりです。

◆湘南海岸周辺：「湘南の海とまちの賑わいが調和する都市景観の創出」

国道134号の中で最も海に近く感じることができるエリアであり、「湘南」のイメージを具現化できる場所です。海との近接性を活かしながら、多くの人々が長い歴史の中で憧れの地として語り継いできた「湘南」の高質感を損なうことがない景観の整備が求められます。

そのため、海辺の環境と歴史・文化を活かした「五感を育む空間づくり」を目指すとともに、富士山、江の島、相模湾への眺望の保全に努め、国道134号沿線全体の一体性や連続性に配慮します。



◆江の島（臨港地区）：「江の島の歴史とヨットハーバーが調和する景観の創出」

日本最大級の公共ヨットハーバーである湘南港は、市民に開かれたマリーナを目指して親水プロムナードや緑地等が整備され、江の島の景観の一つとして親しまれています。緑化の推進や自然素材等を用いた景観の整備により、旧島部の自然景観や海辺のまち並み景観に馴染ませることが重要です。

臨港道路は国道134号、藤沢海岸の喧噪を離れ、江の島から相模湾を楽しむことができる玄関口になります。江の島の緑と海や空の青さ、ヨットの帆の白さを背景とした景観の整備が重要です。

そのため、旧島部と港湾の景観の調和を図り、緑豊かで自然環境のあふれる海辺のまち並み景観の形成を目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮します。



◆江の島（旧島部）：「江の島の歴史を継承する景観の創造」

県道305号（江ノ島）は来訪者を江の島の歴史へと導く重要な道路です。千年以上も昔より聖なる場所として崇められ、江戸時代には町民の身近な観光地として親しまれてきた江の島の歴史を今に伝える風景に繋がる道になります。こうした歴史を次の世代に継承していく景観の整備が求められます。

市道片瀬358号線は江島神社参道からサムエル・コッキング苑、岩屋を繋ぐ主要な道路です。市道片瀬334号線は漁師町としての面影を残す東町の主要な道路です。この2路線は、江の島の歴史を継承しつつ、観光地としての魅力ある景観の整備が求められます。

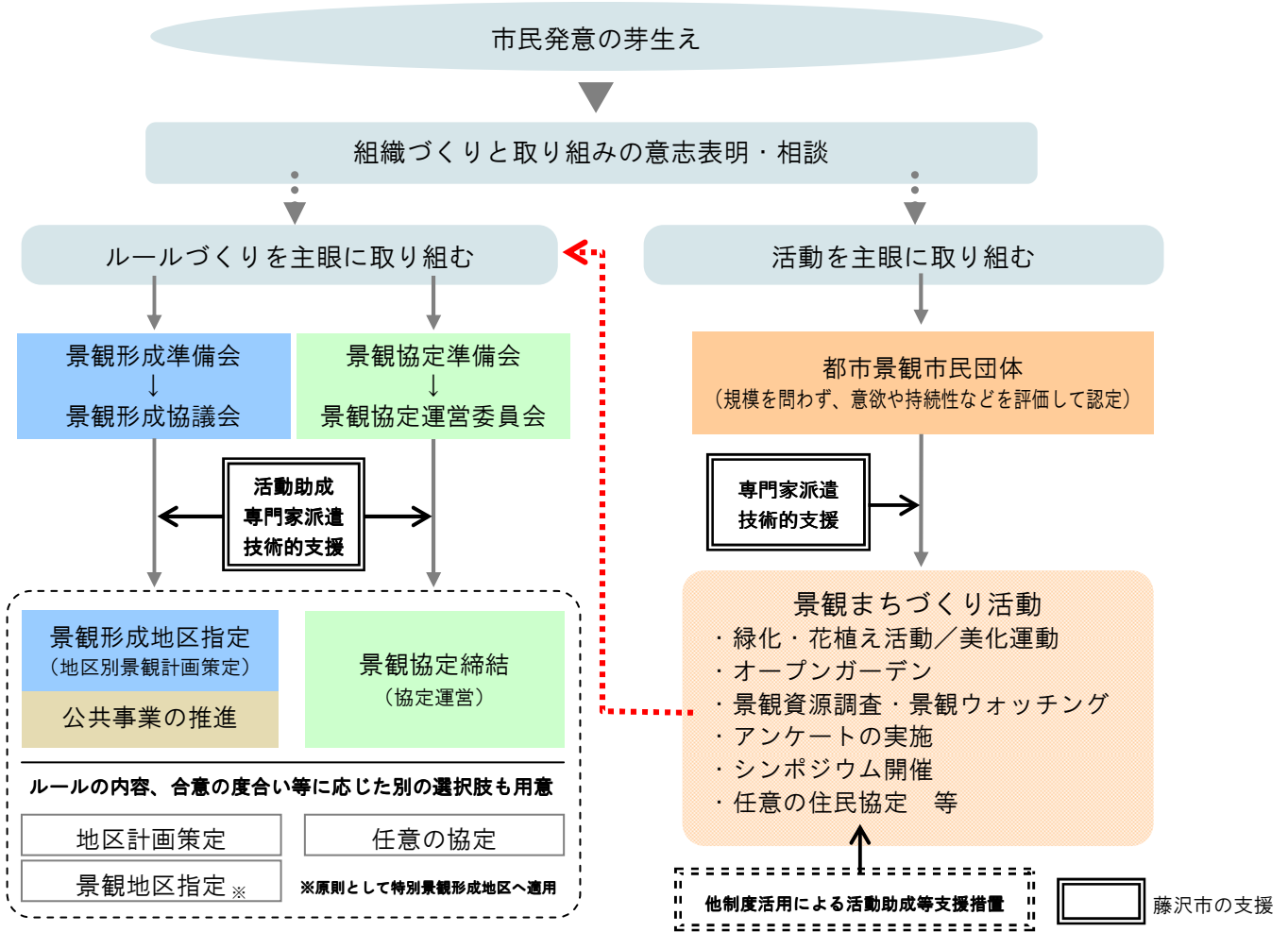
そのため、これらの3路線は江の島の自然やまち並みとの調和を図り、史跡名勝江の島にふさわしい景観づくりを目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮します。



①支援制度の活用による景観まちづくりの展開

市民主体の景観まちづくりは、その出発点においてルールづくり（景観形成基準や景観協定）を主眼とするか、話し合いや活動の場づくりを主眼とするかによって展開が異なります。

一方で、出発点が異なっても、その取り組みの状況により軌道修正ができるよう、柔軟な制度運用を行います。



②景観形成上の重要課題である次の点について、重点的に取り組んでいきます。

◆藤沢の顔となる場所での重点的な取り組み

主要駅周辺や国道134号沿線等、藤沢の顔となる場所では、魅力あるまち並みの景観形成を目指し、広告物や建築物等の規制・誘導について、関係者との協議の場を持ち、実現に向けて取り組んでいきます。

◆景観資源の保全・活用に向けた取り組み

地域の住民にも親しまれ、景観の拠り所となっている歴史的建造物や樹木などについて、その実態把握を行い、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、保全・活用方策の確立に向けて取り組んでいきます。

◆市民主体の景観づくりの推進

景観まちづくりに関心や意欲のある市民団体等に呼びかけ、生活環境エリア内における現状把握と課題解決の方向性の検討を行う等、市民主体の景観まちづくり活動のモデルとしての取り組みを展開します。

